令和８年度

社会福祉法人　小金田福祉会

小 金 田 保 育 園

（ 重 要 事 項 説 明 書 ）

小金田保育園　重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり，当園があなたに説明すべき内容は，次のとおりです。

1　施設運営主体

名　　称	社会福祉法人　小金田福祉会
所 在 地	関市上白金488番地1
電話番号	０５７５－２８－２２２３
代表者氏名	理事長　中村　宗茂

2　利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	小金田保育園
施設の所在地	関市上白金488番地1
連　絡　先	電話番号０５７５－２８－２２２３ FAX０５７５－２８－７０２５
管　理　者	園長　　亀山　優子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより，保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満３歳以上の幼児　　８０人 満１歳以上満３歳未満の幼児　　４４人 満１歳未満の乳児　　６人
開設年月日	昭和　３４　年　５月　８日
事業所番号	2120551000239

3　サービスの目的・運営方針

小金田保育園（以下「当園」という。）は，以下の運営方針に基づき，保育を必要とする児童を日々受け入れ，保育を行うことを目的とします。

(1)　「当園」は，保育の提供に当たっては，入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し，その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2)　「当園」は，保育に関する専門性を有する職員が，家庭との緊密な連携の下に，園児の状況や発達過程を踏まえ，養護及び教育を一体的に行います。

(3)　「当園」は，園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら，園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4　当園における施設・設備等の概要

（1）施　設

敷　地	敷地全体	2,156.42 ㎡
	園庭	1,589.92 ㎡
園　舎	構　造	鉄筋コンクリート陸屋根2階建,鉄骨コンクリート2階建 造
	延べ面積	1,136.13 ㎡

（2）主な設備

設備	部屋数	備　　考
乳児室	１室	０歳児　ひよこ組
ほふく室	２室	１歳児　ことり組　あひる組
保育室	６室	りす組・うさぎ組（満２歳児クラス），こあら・ぱんだ組（満３歳児クラス），ほし組（満４歳児クラス），つき組（満５歳児クラス）について各１室
遊戯室（ホール）	１室	
多目的室	１室	
調理室	１室	
図書室	１室	

5　職員の設置状況

職　種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	2	2		
保育士	２７	9	１８	
栄養士	0	0	0	関市栄養士に準ずる
調理員	3	2	1	

当園では，「岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成２４年１２月２６日岐阜県条例第９０号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し，保育の実施に必要な職員として，上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職　種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
主任保育士 保育士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 勤務時間帯（７：００～１９：００の間でシフト勤務）
調理員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）

※　ローテーションにより，各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※　職務の都合上，上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6　保育を提供する日

保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとします。
ただし，祝祭日は休園となります。

7　保育を提供する時間

保育を提供する時間は，次のとおりとします。

(1)　保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合，７時から１８時までの範囲内で，保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は，就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し，当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお，上記以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，１９時までの範囲内で，時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては，市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に，別途利用者負担が必要となります)。

(2)　保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合，８時３０分から１６時３０分までの範囲内で，保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は，就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し，当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお，上記以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，７時から８時３０分まで又は１６時３０分から１９時までの範囲内で，時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては，市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に，別途利用者負担が必要となります)。

8　提供する保育等の内容

当園は，保育所保育指針（平成２９年３月２８日厚労告１４１）を踏まえ，以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1)　特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記７に記載する時間において，保育を提供します。

(2)　特別教室

・体育教室、ダンス教室、英語教室、サッカー教室
・保護者、地域の方、保育・教育関係者による子育て教室の開催
・地域の高齢者等異年齢による交流

(3)　送迎

希望者については，園バスによる送迎を実施します（ただし，別途利用

者負担有）

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ，以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
０歳児	９時 30 分頃	１１時３０分頃	14 時 30 分頃	
１歳児	９時 30 分頃	１１時３０分頃	14 時 30 分頃	
２歳児	９時 30 分頃	１１時３０分頃	14 時 30 分頃	
３歳児		１１時３０分頃	１４時頃	
４歳児		１１時３０分頃	１４時頃	
５歳児		１１時３０分頃	１４時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー対応には、医師の指示書及び食物アレルギーの給食対応申請書が必要となります。

(5) 一時保育

保育所を利用していない家庭において、保護者の就労や疾病等、日常生活上の突発的な事情により家庭の保育が困難な場合、一時的預かりをします。

９ 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し，当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

なお、燃焼・年中・年長の児童の保育料に関しては、無償化の対象になります。

※関市では、第２子以降のお子さんも無償化の対象になります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか，別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については，別途お知らせします。

１０ 利用の終了に関する事項

当園は，以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が，児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他，利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

１１ 嘱託医

当園は，以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科，小児科

医療機関の名称	きっずクリニック　山田小児科
医　院　長　名	山田　幸治
所　　在　　地	関市山田１３１９－１
電　話　番　号	０５７５－２８－６８８８

(2) 歯科

医療機関の名称	やたべデンタルクリニック
医　院　長　名	矢田部　晃
所　　在　　地	関市十三塚南１－１
電　話　番　号	０５７５－２５－２０５０

１２　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変・けが等の緊急事態が発生した場合には，応急措置をすると共に、児童票(Ｉ)の緊急連絡先へ速やかに連絡しますので、お迎えをお願いします。特に緊急の場合は、保護者の到着を待たずに病院へ連れていくことがあります。

なお、医療機関及び緊急連絡先等は、必ず児童票(Ｉ)に記入しておいて下さい。緊急連絡先は年度ごとに出して下さい。また、連絡先が変わった場合には、速やかに園にお伝え下さい。

１３　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では，要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者　　橋詰 麻衣 ・ご利用時間　　８：３０～　１７：３０ ・電話番号　　０５７５－２８－２２２３ ＦＡＸ　　０５７５－２８－７０２５ 担当者が不在の場合は，当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	桜田公明	電話番号　０５７５－２８－４２０３
第三者委員	亀山千秋	電話番号　０５７５－２８－６１９６

※　当園では，上記のほか，園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

１４　虐待の防止のための措置

当園では、園児の人権擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

１５　非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
防災設備	・誘　導　灯　　有　・ガス漏れ報知機　　有 ・非常警報装置　　有 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防炎処理　　有
避難・消火訓練	避難訓練は，毎月１回以上実施します。 消火訓練は、毎月１回実施します。

１６　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では，以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険（ほいくの保険） （東京海上日動火災保険）	災害共済(日本スポーツ振興センター)
保険の内容	ケガの補償	ケガの補償
保険金額	入院 1,800 円　通院 1,200 円	療養費 5,000 円以上のものに給付

１７　当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
積立金	年長児のみ(遠足旅費,アルバム代)	月額　２，０００　円
バス代	バス利用者のみ	月額　３，０００　円
主食代	３歳以上児	月額　８００　円
保護者会費	保護者会の運営による	月額　５００　円
副食費	３歳以上児	月額　４，９００　円

＊給食費（主食代、副食費）については、関市に住民票のある園児は免除
広域入所の場合、給食費 5,700 円（主食費 800 円、副食費 4,900 円）
徴収させていただきます。

2　時間外保育に係る利用者負担

短時間保育の場合 … 保育必要量　8 時間(8 時 30 分～16 時 30 分)を超える保育を受けた場合は、延長保育料が必要になります。

標準時間保育の場合… 保育必要量 11 時間(7 時 00 分～18 時 00 分)18 時を超えると延長保育料が必要となります。

※　当園は，月ごとに上記の認定時間を超える保育を行った際には、延長保育料を１回１時間ごとに 100 円として徴収させていただきます。

利用月の徴収分は翌月の月初めに請求をし、集金袋に押印し領収とさせていただきます。